

議案第1号 入会金及び年会費の額の決定について(案)

定款第12条第1号により入会金及び会費の額を定めることについて、以下のとおり提案します。

●入会金及び会費の額

区分		入会金	会費
正会員	一般正会員	※1 6,000 円	※2 2,000 円
	地方公共団体正会員	20,000 円	20,000 円
賛助会員		—	※3 1口 2,000 円

※1 入会金は新規会員のみ徴収する。

※2 会費は世帯内の議決権の数に関わらず世帯ごとに1件として徴収する。

※3 賛助会員の個人は1口より徴収する。

●徴収方法

(1) 徴収時期

令和7年度以降 毎年7月末日(当日が金融機関の休日の場合は直前の営業日)

(2) 徴収方法

- ・入会承認後に届け出された口座から振替(JA 新いわて口座のみ)
- ・JA 新いわて以外の口座を届け出された方は指定口座に入金

議案第2号 理事の報酬額の決定について(案)

定款第12条第4号及び第26条第1項により理事の報酬の総額を定めることについて、以下のとおり提案します。

- 令和7年度の理事の報酬総額を年額金110万円を上限とする。

【参考資料】

代表理事 年額30万円 × 1名
理 事 年額20万円 × 4名

議案第3号 監事の報酬額の決定について(案)

定款第12条第4号及び第26条第1項により監事の報酬の総額を定めることについて、以下のとおり提案します。

- 令和7年度の監事の報酬総額を年額金12万円を上限とする。

【参考資料】

監 事 年額6万円 × 2名